

岩手県地域防災計画の見直し案の概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波における災害対応の検証等を踏まえ、次のように岩手県地域防災計画の見直しを行うこととする。

第1 地震、津波の想定

- (1) 地震、津波の規模が想定よりも大きい可能性を十分に視野に入れ、東日本大震災津波及び過去の最大クラスの地震、津波並びに従前の被害想定を踏まえた「多重防災型」の総合的な防災対策を講じることとする。
- (2) 地震対策を構築するにあたっては、内陸直下型地震については北上低地西縁断層群北部地震及び北上低山地西縁断層群南部地震を、海溝型については平成23年東北地方太平洋沖地震を想定すること。
- (3) 津波対策を構築するにあたっては、基本的に次の2つのレベルの津波を想定することとする。
 - ア 発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた「多重防災型」の総合的防災対策を構築する上で想定）
 - イ 最大クラスの津波に比べて津波高は低いものの発生頻度は高く大きな被害をもたらす津波（海岸保全施設等の整備を進めていく上で想定）

第2 避難・救出対策

1 避難計画

- (1) **最大クラスの津波を想定した避難計画の作成**
海岸線を有する市町村は、最大クラスの津波を想定し、防潮堤防の設置状況等の地域の実情を踏まえて、津波避難計画を策定することとする。この場合、浸水想定地域の内外にかかわらず、住民等の避難を軸とした避難計画とするよう配慮することとする。
- (2) **夜間等における避難計画の作成**
市町村は、避難計画の作成に当たっては、夜間等様々な条件に配慮することとする。
- (3) **避難場所等の見直し**
市町村は、避難場所等について、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行うこととする。
- (4) **避難道路の選定等**
市町村は、地域の実情に応じ、地区ごとに避難道路を選定するとともに、その整備に努めることとする。また、避難道路の選定にあたっては、必要に応じ交通規制の実施者と協議のうえ、交通規制計画を定めること。

2 避難行動

- (1) **地震及び津波発生時の心得等の普及**
県、市町村及びその他の防災関係機関は、防災知識の普及において、地震及び津波発生時の心得、避難方法などの防災知識の普及を行うこととする。
- (2) **防災文化の継承**
防災関係機関等は、地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承し、「防災文化」として将来に活かすことにより地域防災力の向上を図ること。
- (3) **徒歩避難の原則及び車両避難のルール化**
徒歩による避難を原則とすること。ただし、止むを得ず車両により避難せざるを得ない場合においては、避難者が車両で安全かつ確実に避難するための方策を定め

るものとする。

(4) 避難支援従事者の安全の確保

市町村は、避難支援従事者（消防団、自主防災組織等）への危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルール等の安全確保策を避難計画に定めることとする。

(5) 社会福祉施設等の高台移転の推進

県、市町村その他の防災関係機関は、津波危険地域からの社会福祉施設等の高台移転を推進することとする。

3 人命救助

(1) 孤立地域のヘリコプターの活動場所の確保

市町村は、孤立可能性のある地域等において、場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所又はヘリコプターによる上空からの救助ができる場所を確保することとする。

4 消火活動

(1) ヘリコプターの離着陸場の確保

市町村は、ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努めること。

(2) 空中消火体制の確保

県が防災資機材等の整備を行う対象として空中消火用資機材を追加すること。

5 避難所支援

(1) 避難の長期化に応じた避難所環境の整備

市町村は、避難の長期化に応じ入浴等の避難所環境の整備を図ることとする。

(2) 避難所管理運営体制の計画策定

市町村が定める避難計画の項目に、必要な運営スタッフの確保を含む管理運営体制を加えることとする。

(3) 避難所運営訓練等の実施

市町村は、住民参加による避難所運営訓練等の実施するものとする。

6 帰宅困難者対策

(1) 帰宅困難者に対する支援

県本部長及び市町村本部長は、災害の発生に伴い自力で帰宅することが極めて困難となった者（帰宅困難者）に対し、必要な情報の提供等を行うなど帰宅のための支援を行うほか、市町村本部長は、物資の提供及び避難所への収容を行うこととする。

7 避難所の設置

当該市町村が設置する避難所だけで対応できない場合の民間アパート等への受入れについて定めること。また、被災市町村以外の市町村の避難所の設置及び運営について被災市町村に関する定めを準用すること。

第3 通信・情報対策

1 平時の通信確保対策

(1) 通信施設の津波流失対策

県、市町村及びその他の防災関係機関は、通信施設の津波流失対策に努めることとする。

(2) 通信確保計画の策定

情報通信技術の活用及び通信施設の整備、燃料の確保、訓練の実施等の平時にお

ける通信確保対策に関する事項に次のア及びイの事項を加え、「通信確保計画」として新しい節を設けること。

ア 非常用電源設備の整備と燃料の備蓄等

防災関係機関は、専用通信施設等に係る非常用電源設備の整備と燃料の備蓄及び通信手段の複線化に努めること。

イ 定期的な通信訓練等の実施

防災関係機関は、衛星携帯電話による通信を含めた複数の通信手段を用いた定期的な訓練等の実施及び防災関係機関間の衛星携帯電話番号情報の共有に努めること。

(3) 避難場所等における通信手段、非常用電源の配備等

市町村が行う避難場所等の環境整備の留意事項に、「住民に各種情報を確実に伝達することができる通信機材の配備」及び「非常用電源の配備とその燃料の備蓄」を加えること。

(4) 災害対策用機器の配備等

電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、移動基地局等を配備することとする。また、災害対策用資機材等の設置場所について、市町村と協議し、あらかじめ定めておくよう努めることとする。

(5) 衛星携帯電話等による通信情報連絡訓練

県及び市町村は、通常の通信手段が途絶した場合を想定し、衛星携帯電話等による通信情報連絡訓練を実施することとする。

2 災害時の通信確保対策

(1) 情報通信事業者への協力依頼

県本部長は、災害応急対策のため必要がある場合は、情報通信事業者に必要な要員、資機材の派遣等の通信支援について協力を得よう努めることとする。

(2) 連絡不通時等における被災市町村への県調査班の派遣

県本部長は、被災市町村及び災害現場の被害状況等の調査を行うため、必要に応じて、調査班を派遣することとする。

(3) 県民に対する広報活動

ア 情報通信事業者による広報活動への支援

情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動に協力するよう努めることとする。

イ 関係機関の連携協力

災害広報の実施者は、関係機関との密接な連携協力のもと、県民に対して的確に広報を行うこととする。

第4 物資の備蓄・支援対策

1 備蓄関係

(1) 食料・生活必需品等の備蓄の促進

県及び市町村、県民並びに事業所それぞれにおける食料・生活必需品等の備蓄を促進し、「食糧・生活必需品等の備蓄計画」として新しい節を設けること。

2 物資のニーズ把握等

(1) 避難所の支給物資のニーズの把握

市町村は、避難所の責任者等から支給物資のニーズを随時把握し、必要な物資の品目、数量を算出することとする。

(2) 食物アレルギー者等への配慮

市町村は、食料や生活必需品等の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、食物アレルギー者、女性等に配慮することとする。

(3) 物資輸送に係る道路の障害物の優先除去

物資輸送等のため、防災拠点等及び避難所を結ぶ道路の障害物の除去を優先することとする。加えること。

3 物資の集積、輸送等

(1) 県の物資集積拠点の指定

県が指定する防災拠点等に物資集積拠点に岩手産業文化センター（通称：アピオ）を加えること。

(2) 関係団体との応援協定の締結等による緊急輸送体制の整備

県、市町村及びその他の防災関係機関は、運送事業者等関係団体との応援協定の締結により、緊急輸送体制の整備を行うこととする。

(3) 陸上輸送に要する燃料の確保

ア 県、市町村及びその他の防災関係機関は、あらかじめ、輸送に要する燃料の調達方法を定めることとする。

イ 県は、緊急通行車両の運行を確保するため、業界団体等に対し、燃料の供給を要請し、必要に応じて、東北経済産業局長に燃料の確保を要請することとする。

(4) 緊急輸送に係る連絡の協力要請

県本部長は、支援物資の陸上輸送を行う荷送人に対して、到着日時等を県本部長に連絡するよう協力を求めることとする。

4 在宅避難者への対応

(1) 避難所以外の避難者に対する支援

市町村本部長は、避難所以外の避難者の所在や生活状況等を把握し、必要な支援を行うこととする。

第5 被災した市町村の行政機能の支援

(1) 連絡不通時の被災市町村への県調査班の派遣（再掲）

県本部長は、災害現場の被害状況及び被災市町村における行政機能の状況並びに必要な情報の提供等を行うため、必要に応じて、調査班を派遣することとする。

(2) 大規模災害時における県による支援

県本部長は、大規模な災害の発生に伴い市町村と連絡を取ることができない場合その他の必要と認める場合には、当該市町村からの要請を待たずに必要な支援を行うものとする。

第6 防災施設等の機能強化対策

(1) 防災施設等における非常時電力供給機能の強化

県の防災施設等については、自家発電装置、太陽光発電その他の再生可能エネルギー利用設備等による非常時における電力供給機能の強化を図ることとする。

(2) 通信施設の津波流失対策（再掲）

県、市町村及びその他の防災関係機関は、通信施設の津波流失対策に努めることとする。

第7 ライフライン施設等の安全確保・応急対策

(1) ライフライン施設等の津波流失防止

基本方針に電力、ガス、上下水道等のライフライン施設の津波による流失の防止を図ることを加えることとする。

(2) 燃料の確保

ア 石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立し、応急対策を実施し、燃料の確保を図ることとする。

イ 県は、停電その他の事由によりライフライン施設等の稼働の継続や県民の生活の維持のため燃料の確保が必要な場合は、業界団体等に対し、その供給を要請し、必要に応じて、東北経済産業局長にその確保を要請する等により、燃料の確保ができるよう調整に努めることとすること。

第8 災害時の事業継続対策

(1) 県等の業務継続計画の策定の努力義務

県及び市町村は、災害時に重要業務を継続するため、庁舎の耐震化、行政データのバックアップその他の業務の継続に必要な事項を内容とする業務継続計画を策定するよう努めることとすること。

第9 県、市町村等による応援協力

(1) 大規模災害時における県による支援（再掲）

県本部長は、大規模な災害の発生に伴い市町村と連絡を取ることができない場合その他の必要と認める場合には、当該市町村からの要請を待たずに必要な支援を行うものとする。

(2) 遠隔の都府県等との相互応援協力

県及び市町村は、広域的な大規模災害に備えて、それぞれ遠隔の都府県又は県外の市町村等との相互応援に関する協定の締結等に努めることとすること。

(3) 関係団体等との協力体制の整備

県、市町村及び防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と訓練を実施するなど、日頃から、災害時において協力を得られる体制の整備に努めることとすること。

第10 ボランティア活動対策

(1) ボランティアの受入体制の整備

県及び市町村は、日赤県支部、日赤地区等、県社協及び市町村社協その他の関係団体等とともに、ボランティアを円滑に受け入れるための体制の構築に努めることとすること。

第11 廃棄物の除去・処理対策

(1) 廃棄物の処理及び除去を実施する機関の連携強化

廃棄物の処理及び除去を実施する機関は、廃棄物の処理及び障害物の撤去を一体的に実施できるよう連携強化を図ることとすること。

第12 仮設住宅対策

(1) 仮設住宅入居者決定に係るコミュニティの維持等への配慮

市町村本部長は、仮設住宅の入居者の決定にあたっては、コミュニティの維持や構築に配慮することとすること。

(2) 仮設住宅に関する苦情等に関する相談窓口の設置

県本部長は、仮設住宅の苦情、修繕等の要望等に関する相談窓口を設置することとすること。

第13 文教対策

(1) 応急教育の実施における他校校舎等の使用

災害時に学校等が被災した場合の応急教育の場所の確保に関し、他の学校の校舎等の使用等について定めること。

(2) 応急教育の実施に係る留意事項

応急教育の実施にあたっては、通学手段の確保その他の通学に関する事項を考慮すること。

第14 県災害対策本部体制の見直し

(1) 各部における平常時からの準備

各部は、平常時から所管事項について活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定め、及び当該活動マニュアルに基づいて訓練を行うなど、災害時の分掌事務を遂行するために必要な準備を行うこととすること。